

国際結婚と配偶者ビザの手続き完全ガイド

1. 国際結婚の基礎知識

- **国際結婚の定義**

日本人と外国籍の方が結婚する場合、日本と相手国双方で「婚姻手続き」を行う必要があります。

- **婚姻成立の二重確認**

1. 日本の戸籍法上の手続き
2. 相手国の婚姻法上の手続き

👉 どちらか一方だけでは不完全となり、配偶者ビザ申請に影響します。

2. 日本での婚姻手続き

- 必要書類（例：外国人配偶者の場合）

- 婚姻届（日本の市区町村役場）
- 外国人のパスポート
- 外国人本国で発行された婚姻要件具備証明書（国によっては出生証明書）
- 日本人の戸籍謄本

- 注意点

- ・ 婚姻要件具備証明書が発行できない国もある → 宣誓供述書で代替する場合があります
 - ・ 翻訳文（日本語）が必要
-

3. 相手国での婚姻手続き

- 国ごとに必要書類・手順が異なる
- 例：フィリピンの場合 → 婚姻要件宣誓書・大使館認証
- 中国・韓国 → 婚姻届受理証明や戸籍登録が必要

👉 婚姻証明を「日本と相手国で両方」揃えることが重要。

4. 配偶者ビザ（在留資格「日本人の配偶者等」）の申請

(1) 申請先

- 出入国在留管理局（入管）

(2) 必要書類

- 在留資格認定証明書交付申請書
- 日本人配偶者の戸籍謄本（婚姻事項記載）
- 外国人配偶者のパスポート写し
- 住民票
- 身元保証書（日本人配偶者）
- 質問書（結婚経緯を詳細に記載）
- 夫婦の写真、交際記録、送金記録など「真実性を証明する資料」

(3) 審査ポイント

- 結婚の真実性（偽装結婚の疑い排除）
 - 生計の安定性（収入・預貯金・職業）
 - 同居意思・交流の実態
-

5. よくある不許可の原因

- 交際期間が極端に短い／証拠が不足
- 収入が不安定（最低限の生活基盤がないと判断される場合）
- 夫婦で同居していない
- 提出書類の矛盾

👉 「真実の結婚+安定した生活設計」 がカギ。

6. 配偶者ビザの在留期間と更新

- 初回は1年が多い → 更新時に「夫婦の安定性」が再度審査される
 - 在留期間：1年／3年／5年
 - 永住権申請の前提としても重要
-

7. 行政書士に依頼するメリット

- 書類作成（質問書・理由書）が的確に整う
 - 不許可リスクを回避できる
 - 外国語書類の翻訳や証拠整理が効率化
 - 入管対応の経験に基づくアドバイス
-

8. まとめ

- 国際結婚は「二重手続き（日本+相手国）」が必要
- 配偶者ビザ申請では「真実性」と「生活基盤」が最大の審査ポイント
- 専門家の支援を受けることで、不許可リスクを大幅に減らせる

👉 「国際結婚・配偶者ビザサポート」窓口はこちら

(CTA リンク：清和行政書士事務所の国際結婚サポートページ／LINE 登録導線)